平成２５年（フ）第１６９号
兵庫県伊丹市森本５丁目163番地３
破産者　土井　邦彦
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
大阪市阿倍野区共立通２丁目１番３号レオパレスＳｈｕ303号、前住所兵庫県伊丹市奥畑１丁目144番地レオパレス奥畑201号
破産者　埜仲　耕次
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
兵庫県宝塚市すみれガ丘２丁目１番２―202号
破産者　岸本　清吾
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
山形県最上郡最上町大字志茂1472番地の２
破産者　齊藤　富男
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第１３号
山形県新庄市大字泉田字泉田564番地
破産者　くるまや商会こと　工藤　民弥
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第１４号
山形県新庄市大字泉田字泉田564番地
破産者　工藤　浩三
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第８２号
茨城県取手市桜が丘３丁目29番２号
破産者　塚本　和興
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
群馬県桐生市境野町７丁目226―１　ＲＣグランデ203号室、住民票上の住所群馬県桐生市菱町１丁目43番地の４
破産者　関口　光也
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第５４号
群馬県桐生市東４丁目５番15号　シオヤハイツ101号
破産者　坂口　　守
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第５５号
群馬県桐生市東４丁目５番15号　シオヤハイツ101号
破産者　坂口　　充
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第５６号
群馬県桐生市東４丁目５番15号　シオヤハイツ101号
破産者　坂口　優子
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第７２号
神奈川県横須賀市秋谷２丁目７番14号
破産者　佐藤　　正
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第７３号
神奈川県横須賀市秋谷２丁目７番14号
破産者　佐藤真由美
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２４５号
山梨県笛吹市石和町下平井1332番地２　ハイツウイング２Ｃ、開始決定時の住所山梨県笛吹市石和町下平井1332番地２　ハイツウイング２Ｄ
破産者　石田　一彦
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７０号
長野県茅野市宮川8588番地１
破産者　佐藤　淳子
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第６９号
静岡県島田市中河318番地の４、旧住所静岡県島田市道悦１丁目５番７号
破産者　一言　常夫
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２６号
愛知県一宮市相生２丁目２番22号　ベルメゾン山崎103号
破産者　大西　祐里
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２３９号
愛知県一宮市花池４丁目３番22号
破産者　熊澤ゆり子
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１７３号
愛知県安城市住吉町１丁目１番16号　コーポろくえん１Ｒ・103、前住所愛知県安城市箕輪町東山34番地１
破産者　須田　木三
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係